羽 生 市 告 示 乙 第　284　号

建築工事について、下記のとおり総合評価方式による一般競争入札(事後審査型)を行うので公告する。

令 和 8 年 11 月 4 日

羽生市長　斎　藤　万紀子

記

1　入札対象工事

(1) 工　事　名　　羽生市立須影小学校校舎大規模改造工事

(2) 工 事 場 所　　羽生市大字須影672番地　羽生市立須影小学校

(3) 工 事 期 間　　契約確定の日から令和10年10月30日まで

(4) 工 事 概 要　　○建築工事
・外部改修工事(外壁塗装改修、屋上・ベランダ防水の改修、屋外スロープの新設　等)
・内部改修工事(床、壁及び天井の改修(張替え、塗装等)、建具等の改修、家具等の改修、トイレの全面改修(乾式化・洋式便器等設置)　等)
○電気設備工事
・高圧引込用負荷開閉器(PAS)の更新、電灯・コンセント設備の改修(照明器具のLED化等)、放送設備の改修(スピーカー等更新)、火災報知設備の改修(感知器等の更新等)、時計設備の改修、テレビ共聴設備の改修　等
○機械設備工事
・給排水衛生設備の改修(高架水槽撤去及び受水槽更新(受水槽式加圧給水方式への改修))、換気設備の改修、ガス設備及び消防設備の改修　等

(5) 予定価格等　　事後公表

2　入札手続等の方法

(1)　羽生市電子入札における建設工事一般競争入札(事後審査型)執行要綱に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。
なお、電子入札システムに係る運用については、この公告に定める以外は羽生市公共工事等電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)による。

(2)　当該入札に参加する者で紙入札を希望する場合には、運用基準7－1に定める紙入札方式参加申請書(様式1)を提出し、承認を受けなければならない。

3　総合評価方式に関する事項

本工事は次のとおり、総合評価方式により落札者を決定する。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式については、「羽生市建設工事総合評価方式執行要綱」及び「総合評価方式に係る入札説明書」による。

(1) 方式
簡易型(建築型)　自己採点方式

(2) 評価値の算出方法
除算方式

4　入札に参加できる者の形態

(1)　単体企業又は2者による特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

(2)　入札に参加しようとする者が共同企業体である場合には、「羽生市建設工事共同企業体取扱要綱」に基づき結成し、かつ、次に挙げるすべての要件を満たしていること。

ア．自主的に結成された共同企業体であること。

イ．構成員は、令和7・8年度羽生市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

ウ．その構成員が同一工事における他の共同企業体の構成員でないこと。

エ．その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

オ．共同企業体の代表者は施工能力の大きい者とし、その出資割合は構成員のうちで最大とする。

カ．構成員の出資割合は、それぞれ30％以上であること。

キ．全ての構成員は、対象工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置することができる者であること。

5　入札に参加する者に必要な資格

次に挙げる、すべての要件を満たしていること。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）行田・熊谷・北本・杉戸県土整備事務所管内（以下「4県土管内」という。）に本店（建設業法に規定する主たる営業所をいう。以下、同じ。）を有し、資格者名簿に登載されている単体企業又は、4県土管内に本店を有し、資格者名簿に登載されている2者による共同企業体であること。ただし、共同企業体については、少なくとも一方の構成員は羽生市内に本店を有する者であること。

（3）資格者名簿において、建築工事業を登録している者であること。共同企業体については、両構成員が本条件を満たすものとする。

（4）羽生市内に本店を有する者については、資格者名簿における建築工事業の格付が「A」又は「B」の者であること。その他の者については、資格者名簿における建築工事業の格付が「A」の者であること。共同企業体については、両構成員が本条件を満たすものとする。

（5）建築工事に係る特定建設業の許可を有し、また同業種に係る監理技術者資格者証を有する者を当該工事現場に監理技術者として専任で配置できる者であること。なお、特例監理技術者の配置は認めないものとする。共同企業体については、代表構成員が本条件を満たすものとし、代表構成員以外の構成員についても国家資格を有する者を配置技術者として専任で配置できる者であることとする。

（6）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。共同企業体については、両構成員が本条件を満たすものとする。

（7）本工事の公告日から入札日までの期間に、羽生市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。共同企業体については、両構成員が本条件を満たすものとする。

（8）羽生市税を滞納していない者であること。共同企業体については、両構成員が本条件を満たすものとする。

6　設計図書等

設計図面、参考数量表、仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

7　入札日程

設計図書等に対する質問について	
受付期間	令和8年11月4日（水） 9時から 令和8年11月19日（木） 16時まで
提出方法	受付期間内に、質問を電子入札システムの質問回答機能により提出し、その後必ず電話により質問した旨を企画財務部契約検査課契約係に連絡すること。なお、持参、電子メール等による質問は受付しない。 質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者から提供した様式を使用して作成すること。
回答日	令和8年11月27日（金）
回答方法	電子入札システムの質問回答機能により行う。
入札参加申請について	
受付期間	令和8年11月4日（水） 9時から 令和8年12月15日（火） 16時まで
申請方法	受付期間内に電子入札システムにより参加の申請をすること。
入札執行について	
入札書提出期間	令和8年12月16日（水） 9時から 令和8年12月18日（金） 10時00分まで
開札日時	令和8年12月18日（金） 10時10分
入札参加資格等確認書類及び技術資料の提出について（落札候補者のみ）	
提出期限	落札候補者への連絡日の翌日から起算して2日以内（閉庁日除く。）
提出方法	羽生市企画財務部契約検査課へ持参すること。

8 調査基準価格　　設定する

総合評価点が最も高い者の入札額が、調査基準価格未満であったときは、羽生市建設工事低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査のうえ、その者を落札候補者とするか否かを決定する。

9 入札保証金　　免 除

10 配置予定技術者に関する条件

(1) 単体企業にあっては、本工事に対応する許可業種に係る監理技術者を、本工事現場に専任で配置すること。

(2) 共同企業体にあっては、代表構成員は本工事に対応する許可業種に係る監理技術者を、代表構成員以外の構成員は本工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、それぞれ本工事現場に専任で配置すること。

(3) 前2項の規定により配置する技術者は、単体企業又は共同企業体の構成員の別を問わず、他の建設工事に係る主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を兼ねることができない。

(4) 本工事では、建設業法第26条第3項第1号に規定する専任特例1号及び同項第2号に規定する専任特例2号による配置並びに同法第26条の5その他の規定による営業所技術者等との兼務を認めない。また、本工事の配置予定技術者と経営業務の管理責任者との兼務を認めない。

(5) 本工事については、「羽生市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」に基づく主任技術者の兼務を認めない。なお、共同企業体により施工する場合は同要領第8条第2号に該当するため、共同企業体の代表構成員以外の構成員が配置する主任技術者についても、他の建設工事との兼務を認めない。

(6) 落札候補者は、事後審査に係る確認資料に、配置予定技術者を複数名の候補者として記載することができる。ただし、候補者のうち少なくとも1名は、確認資料の提出期限の日現在において、本工事に専任で配置することができる者でなければならない。
他の工事に主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む。）又は監理技術者補佐として配置されている者については、当該他工事が本工事における技術者の専任を要する期間の開始前に完成する見込みであることのみをもって、前段の要件を満たす者として取り扱わない。当該者を候補者として記載する場合は、当該者とは別に、確認資料の提出期限の日現在において本工事に専任で配置することができる者を、少なくとも1名記載すること。
本工事に配置する技術者は、事後審査において資格要件及び配置要件を満たすことが確認された候補者の中から選任するものとする。

11 現場代理人の兼務

兼務を認めない工事とする。本工事は「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」の対象外とする。

12 入札に関する注意事項

(1) 入札に参加する者の数が1者以下であるときは、入札を執行しない。

(2) 入札回数は2回までとする。

(3) その他入札執行に関し、この公告に定めのない事項は「羽生市競争入札参加者心得」及び「入札参加者の遵守事項」に準じる。

(4) 入札時には、入札書のほか「自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」を提出すること。

13 支 払 条 件

(1) 各会計年度の支払い限度額

令和 8年度 無
令和 9年度 請負代金額の概ね75％
令和10年度 請負代金額の概ね25％
表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。
※請負代金（前金払を含む）の支払いは令和9年度及び令和10年度において行い、令和8年度においては行わない。

(2) 前　　金　　払　　有

羽生市公共工事前金払要綱による。ただし、継続費支弁の2年以上にわたる契約における前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の建設工事の金額の10分の4以内とし、10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 中　間　前　金　払　　有
羽生市公共工事中間前金払要綱による。ただし、継続費支弁の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の建設工事の金額の10分の2以内とし、10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(4) 部　　分　　払　　無

14 契約保証金　　請負代金の10分の1以上

15 関係書類の配布
(1) 配布書類　　この公告の写し等
(2) 配布場所　　埼玉県入札情報公開システム及び羽生市ホームページに掲載

16 契約条項等の閲覧
羽生市契約規則、羽生市建設工事標準請負契約約款、羽生市公共工事等電子入札運用基準、羽生市競争入札参加者心得及び入札参加者の遵守事項等については、羽生市ホームページ及び企画財務部契約検査課契約係において閲覧することができる。

17 落札者の決定
(1) 入札後、落札候補者の参加資格を審査するため、落札決定を保留する。
(2) 落札候補者となり落札候補者決定通知書を受けた者は、入札参加資格の有無の確認を受けるため、一般競争入札参加資格等確認申請書、その他の必要な資料(以下「確認資料」という。)を通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に電子入札システム、電子メール又は持参により提出すること。ただし、技術資料に関しては、紙媒体で持参とする。
(3) 落札候補者が入札参加資格審査の確認資料を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札を無効とする。
(4) 審査の結果、入札参加資格を有していること、かつ、評価値が最高点であることが確認されたときは、落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を通知するものとする。

18 その他
(1) 現場説明会は開催しない。
(2) 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
(3) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知するものとする。
(4) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
(5) 契約締結後、受注者は10日以内(土曜日、日曜日、祝日を除く。)に工事に係る配置予定技術者の工事実績情報サービス(CORINS)登録を行わなければならない。なお、共同企業体での請負者は、構成員のすべての配置予定技術者の工事実績情報サービス(CORINS)登録を行うこと。
(6) 本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、羽生市議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決を得たときに本契約としての効力が生じるものとする。

19 問合せ先　　企画財務部契約検査課契約係 電話番号 048－561－1121 (内線)324